# いじめ防止対策推進法

平成 25 年9月28日施行

#### 【第1条(目的)】

… (略) …いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### 【第2条(定義)】

この法律において<u>「いじめ」とは</u>、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、<u>当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</u>

### 【第4条(いじめの禁止)】

児童等は、いじめを行ってはならない。

【第8条(学校及び学校の教職員の責務)】

… (略) …学校全体でいじめの防止及び早期 発見に取り組むとともに、当該学校に在籍す る児童等がいじめを受けていると思われると きは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を 有する。

### 【第9条 (保護者の責務等)】

保護者は、子の教育について第一義的責任を 有するものであって、その保護する児童等が いじめを行うことのないよう、当該児童等に 対し、規範意識を養うための指導その他の必 要な指導を行うよう努めるものとする。

## 【第13条(学校いじめ防止基本方針)】

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ 防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応 じ、当該学校におけるいじめの防止等のため の対策に関する基本的な方針を定めるもの する。

### 【第22条(組織)】

学校は、…(略)…当該学校の複数の教職員、 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する 者その他の関係者により構成される<u>いじめの</u> 防止等の対策のための組織を置くものとす る。

# い じ め 防 止 基 本 方 針

## 【令和7年度 重点について】

(未然防止)

- ○子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出
- ○教職員の意識向上と組織的対応の徹底

(早期発見)

○「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

### いじめ対策委員会

学校長(責任者)、副校長、生活指導主任、学年主任、該当担任教諭、養護教諭、スクールカウンセラー(以下 SC)、臨時委員(緊急時に招集:警察関係者・教育委員会・児童福祉関係者・PTA等)

**委員会**:月1回行うものとする。情報交換を行い、改善策を検討し、ケースに応じた組織的な対応を確認していく。

# 未然防止

## しっかりと

もしも…

## 早期発見

## すぐに

# 早期対応

### 【第 15 条 (いじめの防止)】

…(略)…児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

【第18条】…(略)…いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

豊かな情操・道徳心

校長講話

学級経営

の工夫 道徳授業

の充実

教育は標:思いやりのある子

学び合い の授業 地域での 体験学習

家庭・地域との連携対人交流の能力

学校サポートチームによる情報交換(年2回)、研修会の実施(道徳・いじめ防止・授業研究等)、セーフティ教室(インターネット被害等)

### 【第 16 条(いじめの早期発見)】

…(略)…当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

〈年間計画〉

4月:管理職とSCによる授業観察

5月:保護者からの聞き取り(面談)

6月: ふれあい月間(状況把握強化) 児童へのアンケート調査

7月:アンケートの分析・追跡調査

9月: S C による全員面接(5年)

10月:管理職とSCによる授業観察

11月 ふれあい月間(状況把握強化) 児童へのアンケート調査

12月 アンケートの分析・追跡調査 保護者からの聞き取り(面談)

1月:管理職とSCによる授業観察

2月:ふれあい月間(状況把握強化)

3月:いじめ総合対策チェックシート (都教委)による、定期的ないじ め総合対策の取組状況

の点検・評価の確認

#### 【第23条(いじめに対する措置)】

3 …(略)…事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、…(略)…、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

必ず行う対応

- ○対策委員会による対応の検討
- ○SC等による被害児童の面接
- ○加害児童への事情聴取・指導
- ○地域・関係諸機関との協議・連携

# 重大事態への対応

【第28条】 重大事態とは…、

- ー いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

被害児童の保護、緊急委員 会の発足、警察・教委・福祉 等との連携、再調査 etc

万が一